

業務委託仕様書

1 委託業務名

発達支援サポーター等育成研修「ケーススタディ」業務委託

2 業務の目的

発達障害児等の支援に携わる保育士等を対象に、医師や作業療法士等の専門職から、事例検討を通して発達障害児の機能面や情緒面など総合的な分析、効果的な支援方法を学ぶ研修を実施し、個々の特性に応じた適切な支援が実践できる人材を育成する。

3 業務を委託する期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の内容

(1) ケーススタディ

幼稚園・保育所で実際に支援を行っている事例について、2日間の事例検討を行う。

1日目は、こどもの生活上課題となっている行動の要因を分析し効果的な支援方法を話し合い支援計画を作成する。

2日目（約3か月後）は実施効果の発表、支援内容の検証及び再計画を行う。

※ 参加者数は36名程度。延べ5回以上実施する。

①第1日目 : 36名×1回

②第2日目（グループ別） : 9名/回×4回

ケーススタディに係る業務内容は以下のとおり。

- ・ 研修の実施に係る計画の作成
 - ・ 参加者の募集、申込受付、参加者の決定及び研修日程の通知、申込状況等の報告
 - ・ 研修カリキュラム及び資料案の作成
 - ・ 研修会場の設営
 - ・ 研修の運営・管理
- 作成した事業計画や研修カリキュラムに基づき、研修を実施する。
- 研修の運営・管理には適正な人員を配置し、研修開催中の研修内容に係る研修参加者からの質問等に応じる体制をとること。
- ・ アンケート調査の実施（研修終了後）
 - ・ その他、研修の実施及び運営に付随する業務

(2) 従事者の専門性の向上を図るための研修

本業務の従事者に対して、各事例への理解を深め、専門的見地から適切な助言・指導を行うための研修を2回程度実施する。

当該研修に要する費用は委託料に含まれるものであり、その上限は151,800円とする。

5 ケーススタディに係る人員体制

ケーススタディの実施に当たり、必要となる専門職として、医師1名以上、作業療法士等の専門職6名以上を確保すること。従事日数はおおむね以下のとおり。

- ・医師 : 1名×5回
- ・作業療法士等の専門職 : 6名×5回

6 報告書等の提出

(1) 必要があると認めるときは、受託者に対して、事業の実施についてその状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(2) 実績報告

業務を完了したときは、研修資料、記録写真（デジタルデータ可）を添えてその旨を書面をもって県に報告書を提出すること。

7 関係書類の整備・保存

(1) 委託業務の実施に当たっては、関係帳簿類や支出証拠書を整備し、適切な事業運営に努めること。

(2) 上記の関係帳簿類は、委託業務終了後5年間は保存すること。

8 個人情報の取扱い

受託者が本委託業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 不当な差別取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(2) 受託者は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(3) 合理的な配慮の提供に当たっては、厚生労働省の「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」及び埼玉県の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を熟知するとともに、その考え方に基づくように努めなければならない。

10 その他

この仕様定めのない事項または仕様について生じた疑義については、県及び受

託者双方で協議して決定するものとする。